

ひたちなか市地域防災計画

原子力災害対策計画編

令和6年8月修正

ひたちなか市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 ひたちなか市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2 ひたちなか市における他の災害対策との関係	1
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第4節 計画の対象となる範囲及び対応	6
1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	6
第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	9
1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	9
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	9
3 緊急事態区分と活動レベル（EAL）	9
第6節 施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応	9
第2章 原子力災害事前対策	10
第1節 原子力施設の安全確保	10
1 基本方針	10
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	10
1 原子力事業者防災業務計画に関する協議	10
2 防災要員の現況等の届出の受理	10
第3節 原子力安全協定等に基づく事業所からの報告及び立入調査等	10
1 原子力安全協定の管理運営	10
2 事業所の防災訓練等への立会い	10
第4節 国，県，市町村等の連携	10
1 関係機関等との連携	10
2 原子力防災専門官との連携	11
第5節 災害応急対策体制の整備	11
1 警戒態勢を取るために必要な体制等の整備	11
2 災害対策本部体制等の整備	11
3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	11
4 オフサイトセンターとの連携	12
5 原子力アドバイザーとの連携	12
6 防災関係機関との体制整備	12
7 広域的応援体制の整備	12
8 地震等による複合災害に対する備え	13
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	13
1 情報の収集・連絡体制の整備	13
2 通信手段の整備	13
3 情報の分析整理	14
第7節 住民への的確な情報伝達体制の整備	15
1 提供すべき情報の整理	15

2	広報手段の多様化	15
3	保守点検・管理	16
4	相談窓口の設置	16
第8節	避難収容活動体制の整備	16
1	避難計画の作成	16
2	避難所等の整備等	16
3	学校等施設における避難計画の整備	17
4	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備	17
5	住民等の避難状況の確認体制の整備	17
6	避難所等・避難方法等の周知	17
7	居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整理	17
第9節	要配慮者への対応	17
1	要配慮者に対する防災体制の整備	17
2	要配慮者に配慮した情報伝達体制の確立	18
3	防災知識の普及	18
第10節	防災資機材の整備	18
1	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	18
2	救助・救急活動用資機材の整備	18
3	消火活動用資機材等の整備	18
第11節	物資の調達、供給体制の整備	19
第12節	原子力災害医療体制等の確立	19
第13節	安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	19
1	安定ヨウ素剤の服用	19
2	事前配布体制の整備	19
3	緊急時における配布体制の整備	19
4	共通事項	20
第14節	モニタリング体制の整備	20
第15節	緊急輸送活動体制の整備	20
1	専門家の移送体制の整備	20
2	緊急輸送路の確保体制等の整備	20
第16節	教育及び防災訓練等の実施	20
1	防災業務関係者等の研修	20
2	防災訓練の実施	21
3	自主防災組織等の育成	21
第17節	住民に対する防災知識の普及	21
1	住民等への原子力防災に関する知識の普及と啓発	21
第18節	行政機関の業務継続計画の策定	22
第3章	緊急事態応急対策	23
第1節	事故発生時における連絡及び初期活動	23
1	事故発生時の通報連絡	23
2	通報連絡の受信	24
3	市の活動方針の基本方針	24
第2節	組織体制	24
1	情報収集体制	24

2	原子力問題連絡会議	24
3	災害対策本部	25
第3節	動員体制	26
1	職員の参集及び動員	26
第4節	オフサイトセンターとの連携	27
1	オフサイトセンターの設営準備	27
2	現地事故対策連絡会議への職員の派遣	27
3	原子力災害合同対策協議会への参画	27
4	オフサイトセンターから市対策本部への連絡体制	28
第5節	事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	28
第6節	関係機関等への協力要請	28
1	防災関係機関等への協力要請	28
2	専門家の派遣要請	28
3	自衛隊への災害派遣要請	28
4	原子力被災者生活支援チームとの連携	29
5	応援要請	29
第7節	緊急時モニタリング	29
第8節	住民、報道機関への広報活動	29
1	住民等への情報伝達活動	29
2	住民等からの問合せに対する対応	29
3	市が行う広報	30
4	事故の各段階に応じた広報	30
5	広報機関への広報	31
第9節	避難・屋内退避等の防護措置	31
1	避難・屋内退避等の指標	31
2	避難・屋内退避等の防護活動の実施	32
3	避難所の開設・運営等	34
4	避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施	35
5	緊急時の住民等の被ばく線量の把握	35
6	安定ヨウ素剤の配布及び服用	35
7	学校等施設における避難措置	35
8	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	35
9	飲食物、生活必需品等の供給	35
10	交通規制・警備等	36
11	治安の確保	36
第10節	要配慮者対応	36
1	広報	36
2	避難・屋内退避等	36
第11節	緊急輸送	36
1	緊急輸送の順位	36
2	緊急輸送の範囲	37
3	緊急輸送体制の確立	37
4	緊急輸送のための交通確保	37
第12節	原子力災害医療への協力	38
第13節	飲食物等に関する措置	38

1	暫定飲食物摂取制限	38
2	飲食物等の摂取制限	38
第14節	防災業務関係者の防護対策	39
1	防災業務関係者の安全確保	39
2	防災業務関係者の防護対策	39
3	防災業務関係者の放射線防護	39
4	防災業務関係者の被ばく管理, 行動記録	40
第15節	行政機関の退避	40
第4章	原子力災害中長期対策	41
第1節	放射性物質の除去等	41
第2節	各種規制措置の解除等	41
第3節	事故に関する住民への広報活動	41
第4節	被害状況の調査等	41
1	住民の登録	41
2	被害調査	41
3	汚染状況図等の作成協力	41
4	被災者の生活の支援	41
5	風評被害対策	42
第5節	住民等の健康影響調査等の実施	42
1	健康影響調査・健康相談	42
2	飲料水・食品の安全確認	42
第6節	事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	42

原子力災害対策計画編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉施設、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市及び市に係る防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、市民の生命身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 ひたちなか市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、ひたちなか市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の原子力災害対策指針及び防災基本計画の原子力災害対策編、県の地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市は、関係機関と連携し想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 ひたちなか市における他の災害対策との関係

この計画は、「ひたちなか市地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「ひたちなか市地域防災計画（風水害等対策計画編、地震対策計画編、津波対策計画編）」により対応するものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災対策に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱の概要は、次のとおりとする。

1 市

事務又は業務の大綱	
(1)	地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
(2)	災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
(3)	消防対策
(4)	ひたちなか市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置・解散
(5)	ボランティアの受入れ
(6)	住民に対する広報及び情報伝達
(7)	相談窓口の設置
(8)	避難所及び救護所の開設
(9)	住民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限
(10)	原子力災害医療措置への協力

(11)	安定ヨウ素剤の配付，服用又は服用中止の指示伝達，回収
(12)	被ばく者，一般傷病者の救急搬送
(13)	飲食物の摂取制限等
(14)	緊急輸送及び必要物資の調達・供給
(15)	環境中の放射性物質の除去等
(16)	各種制限措置の解除
(17)	被害状況の調査及び被災者の生活の支援
(18)	県の行う原子力防災対策に対する協力

2 市教育委員会

事務又は業務の大綱	
(1)	幼児，児童，生徒への防災知識の普及
(2)	幼児，児童，生徒の避難・屋内退避等の実施
(3)	避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

3 県

事務又は業務の大綱	
(1)	地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
(2)	環境放射線の監視
(3)	災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
(4)	県災害対策本部等の設置・解散
(5)	自衛隊・国の専門家等の派遣要請，受入れ
(6)	所在・関係周辺市町村の防災対策に関する指示，指導，助言及び協力
(7)	隣接県，市町村等への防災対策に関する情報伝達，応援協力要請等
(8)	ボランティアの受入れ
(9)	緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施
(10)	県民に対する広報及び情報伝達
(11)	住民の避難・屋内退避等，救助及び立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示
(12)	原子力災害医療措置の実施
(13)	飲食物の摂取制限に関する所在・関係周辺市町村等への指示
(14)	緊急輸送及び必要物資の調達
(15)	環境中の放射性物質の除去等
(16)	各種制限措置の解除
(17)	被害状況の調査及び被災者の生活の支援

4 茨城県教育委員会

事務又は業務の大綱	
(1)	幼児，児童，生徒への防災知識の普及
(2)	幼児，児童，生徒の避難・屋内退避等の実施
(3)	避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

5 茨城県警察本部

事務又は業務の綱	
(1)	防護対策区域に係る立入制限，交通規制，住民の避難誘導等の警備

6 その他の市町村

事務又は業務の大綱	
(1)	住民に対する広報及び情報伝達
(2)	避難所の開設、避難誘導等への応援

7 指定地方行政機関

事務又は業務の大綱	
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の調整 (2) 警察通信の確保と統制 (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報
関東財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 原子力災害時における金融機関への緊急措置の指示 (3) 国有財産の無償貸与
関東信越厚生局	(1) 関係職員の現地派遣 (2) 関係機関との連絡調整
関東経済産業局	(1) 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力 (2) 生活必需品、普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保 (3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営確保 (4) 被災中小企業の振興
茨城労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導 (2) 労働災害調査及び労働者の労災補償 (3) 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示
関東農政局	(1) 主要食糧の需給調整 (2) 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 (3) 災害時における生鮮食料品等の供給 (4) 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請 (5) 風評被害等の防止対策
関東地方整備局	(1) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (2) 原子力防災に関する研究等の推進 (3) 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (4) 活動体制の確立 (5) 関係者への的確な情報伝達活動 (6) 災害復旧
関東森林管理局	(1) 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供 (2) 国有林野の放射性物質の汚染対策
関東運輸局	(1) 自動車運送業者に対する運送協力要請 (2) 自動車及び被災者、災害必需物資等の輸送調整 (3) 応急海上輸送の輸送力の確保
東京航空局（百里空港事務所）	(1) 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底 (2) 飛行場使用の相互調整

第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 船艇，航空機等による原子力災害情報の伝達 (2) 避難に関する情報の伝達・避難誘導等 (3) 海上における緊急時モニタリングの支援 (4) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 (5) 海上における救助・救急活動 (6) 緊急輸送に関すること (7) 海上における治安の維持
東京管区气象台（水戸地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象状況の把握 (2) 気象に関する資料・情報の提供 (3) 緊急時モニタリングへの支援
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 (2) 防災及び災害対策用無線局の開設，整備についての指導 (3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置） (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

8 自衛隊

事務又は業務の大綱	
(1)	緊急時モニタリングの支援
(2)	被害状況の把握
(3)	避難の援助
(4)	行方不明者等の捜索援助
(5)	消防活動
(6)	応急医療，救護
(7)	人員及び物資の緊急輸送
(8)	危険物の保安及び除去
(9)	その他災害応急対策の支援に関すること

9 指定公共機関

事務又は業務の大綱	
東日本電信電話株式会社（茨城支店）	(1) 公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保
株式会社NTTドコモ（茨城支店）	(1) 防災関係機関や避難所等の通信の確保
KDDI株式会社（水戸支店）	(1) 防災関係機関や避難所等の通信の確保
日本銀行（水戸事務所）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通貨の円滑な供給の確保 (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保 (3) 金融機関の業務運営の確保 (4) 金融機関による金融上の措置の実施 (5) 上記各業務に係る広報
日本赤十字社（茨城県支部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護活動の実施 (2) 災害救助への協力 (3) 救援物資の配分
日本放送協会（水戸放送局）	(1) 広報

	(2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
東日本高速道路株式会社（関東支社）	(1) 高速自動車国道等の交通の確保
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）	原子力機構原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力 (1) 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，原子力災害医療活動，広報活動等） (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等） (3) 原子力防災に必要な教育・訓練
日本原子力発電株式会社	(1) 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，原子力災害医療活動，広報活動等） (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等） (3) 原子力防災に必要な教育・訓練
東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）	(1) 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力
日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）	
日本通運株式会社（茨城支店）	(1) 災害対策用物資の輸送への協力
東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）	(1) 災害時における電力供給に関すること
日本郵便株式会社（関東支社）	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持

1 0 指定地方公共機関

事務又は業務の大綱	
医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会，公益社団法人茨城県看護協会，公益社団法人茨城県薬剤師会）	(1) 原子力災害医療等の医療救護活動への協力 (2) 健康影響調査（健康診断等）への協力
運輸機関（茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，鹿島臨海鉄道株式会社，一般社団法人茨城県トラック協会，ジェイアールバス関東株式会社，一般社団法人茨城県バス協会）	(1) 避難者及び災害対策用物資の輸送協力
報道機関（株式会社茨城新聞社，株式会社茨城放送）	(1) 広報 (2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

1 1 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

事務又は業務の大綱	
常陸農業協同組合	(1) 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導 (2) 食糧供給支援

那珂湊漁業協同組合・磯崎漁業協同組合	(1) 漁船等への広報協力 (2) 汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導
ひたちなか商工会議所	(1) 救助用物資，復旧資材の確保，協力，斡旋
学校法人	(1) 幼児，児童，生徒への防災知識の普及 (2) 幼児，児童，生徒の避難・屋内退避等の実施 (3) 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力
公益社団法人茨城原子力協議会	(1) 広報 (2) 県・市町村が実施する災害応急対策への協力
原災法対象原子力事業所(指定公共機関としての業務を除く。)	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正 (2) 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理 (3) 防災上必要な社内教育及び訓練 (4) 自衛防災組織の充実・強化 (5) 環境放射線監視の実施及び協力 (6) 通報連絡 (7) 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置 (8) 災害状況の把握及び報告 (9) 緊急時モニタリングの実施及び協力 (10) 原子力災害医療活動の実施及び協力 (11) その他，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
その他の原子力事業所(指定公共機関としての業務を除く。)	(1) 緊急時モニタリングへの協力 (2) その他，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
報道機関(日本放送協会(水戸放送局)，株式会社茨城新聞社及び株式会社茨城放送を除く。)	(1) 広報 (2) 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
公益社団法人茨城県診療放射線技師会及び公益社団法人茨城県臨床検査技師会	(1) 原子力災害医療活動への協力 (2) 健康影響調査(健康診断等)への協力

第4節 計画の対象となる範囲及び対応

1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

本市周辺には，多くの原子力事業所が立地しており，そこで扱う放射性物質の種類，量，使用方法は様々である。

本計画の対象となる原子力事業所は，原災法第2条第4号に規定する原子力事業所(以下「原災法対象事業所」という。)とし，原子力災害対策指針の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(以下「原子力災害対策重点区域」という。)を設定する施設，原子力災害対策重点区域の範囲(「原子力災害対策指針」に示されている予防的防護措置を準備する区域(PAZ)及び緊急防護措置を準備する区域(UPZ)の目安を基準とする。)を基準とする。

【実用発電用原子炉施設の場合】

実施すべき対策の内容に応じて，以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone) 原子力施設から概ね半径5km

- 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） 原子力施設から概ね半径30km

PAZ	長砂自治会
UPZ	長砂自治会を除く市内全域

【実用発電用原子炉施設以外の原子力施設の場合】

- 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）

再処理施設から 概ね半径5kmに該当する地域	さわ野杜自治会，常葉台自治会，高野小貫山自治会，高野原自治会，高野宿自治会，高野字向野，高野北部，勝田第二工業団地西部，勝田第二工業団地東部，足崎自治会，足崎団地自治会，西原自治会，長砂自治会，向野自治会，弥生西谷津自治会，馬渡自治会，新光町西部，新光町東部，ひたち海浜公園，常陸那珂港区南部
試験研究用原子炉（JRR-3）から 概ね半径5kmに該当する地域	

表1 主な原子力事業所及び原子力災害対策重点区域^{注1)}等

地区	原災法対象事業所 〔所在市町村〕	許可等 区分 ^{注2)}	原子力災害対策重点区域		
			重点区域を設定 する原子力施設	重点区域 の範囲	所在・関係 周辺市町村
東海 ・ 那 珂 地 区	・日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所 (略称：原電東海)〔東海村〕	原子炉	発電用原子炉施設	(PAZ) 約5km (UPZ) 約30km	東海村 水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 鉾田市 茨城町 大洗町 城里町 大子町
	・原子力機構 原子力科学研究所 (略称：機構原科研)〔東海村〕	原子炉使用 廃棄物 埋設	試験研究用等原子 炉施設(JRR-3)	(UPZ) 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
	・原子力機構 核燃料サイクル工学研究所 (略称：機構サイクル研)〔東海村〕	再処理使用	再処理施設	(UPZ) 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
	・原子燃料工業(株) 東海事業所 (略称：原燃工)〔東海村〕	加工使用	加工施設	(UPZ) 約500m	東海村
	・三菱原子燃料(株) (略称：三菱原燃)〔東海村，那珂市〕	加工	加工施設	(UPZ) 約1km	東海村 那珂市

	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 (略称：東大東海) [東海村] 	原子炉使用	—	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> (公財) 核物質管理センター 東海保障措置センター (略称：核管理センター) [東海村] 	使用	—	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> MHI 原子力研究開発(株) (略称：NDC) [東海村] 	使用	—	—	—
大洗・銚田地区	<ul style="list-style-type: none"> 原子力機構 大洗研究所 (略称：機構大洗) [大洗町，銚田市] 	原子炉使用廃棄物管理	試験研究用等原子炉施設(常陽)	(UPZ) 約5km	大洗町 銚田市 水戸市 茨城県
			試験研究用等原子炉施設(HTR)		
	<ul style="list-style-type: none"> 日本核燃料開発(株) (略称：日本核燃) [大洗町] 	使用	—	—	—

注1) 原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域(PAZ)及び緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)。

注2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)の許可等の区分による。

第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針に基づく以下の区分のいずれかに該当するかを判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

3 緊急事態区分と活動レベル（E A L）

原子力災害対策指針では、緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、放射性物質の閉じ込め機能の状態をはじめとした原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）の枠組みが示されており、原子力事業者は、この枠組みに基づき、各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたE A Lを設定することとされている。

(1) 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事態が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や要配慮者の避難など時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階。

(2) 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。国及び地方公共団体は、緊急時モニタリングの実施などにより、事態の進展を把握するため情報収集を強化することとされている。

(3) 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

第6節 施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応

施設敷地緊急事態等に該当しない事故に対しても、事故に対する住民の不安、動揺等の緩和を図るため、周辺住民が受けるおそれがある被ばく線量に着目し事故の状況に応じて、環境放射線モニタリングの強化、周辺住民への積極的な情報提供、注意喚起を行うなどの対応を図る。

第1節 原子力施設の安全確保

1 基本方針

(1) 環境放射線レベルの監視

市は、住民の安全確保及び環境を保全するため、茨城県環境放射線監視センター及び茨城県東海地区環境放射線監視委員会等の協力を得て、市域における環境放射線レベルを把握する。また、空間線量率については、モニタリングステーションの測定結果を監視する。

(2) 原子力施設の状況把握

市は、原子力事業所と締結している原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（以下「原子力安全協定」という。）及び東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（以下「新安全協定」という。）を積極的に運用し、原子力施設における施設の新増設、運転、放射性物質の輸送等について、平常時から状況把握に努めるとともに、必要に応じ原子力事業所、県、関係省庁等に対し安全確保及び適切な措置を求める。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

1 原子力事業者防災業務計画に関する協議

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画との整合性等の観点から検討し、速やかに意見を文書で回答する（原災法第7条第2項）。

2 防災要員の現況等の届出の受理

市は、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 原子力安全協定等に基づく事業所からの報告及び立入調査等

1 原子力安全協定の管理運営

市は、原子力安全協定及び新安全協定に基づき、必要に応じて原子力事業者からの報告及び原子力事業者への立入調査等を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防措置が適切に行われるかどうかを確認する。

2 事業所の防災訓練等への立会い

原子力事業者が独自に行う防災訓練のうち、市が必要と認める原子力事業者の訓練については職員が立会う。

第4節 国、県、市町村等の連携

1 関係機関等との連携

市は、国、県、関係周辺市町村、警察、自衛隊、海上保安庁、消防機関、原子力事業者、指定（地方）公共機関等と次のことについて「茨城県原子力防災連絡協議会」等を通じて、平常時より密接な連携を図る。

- (1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- (2) 原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用
- (5) 住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
- (6) 事故時の連絡体制，防護対策等

2 原子力防災専門官との連携

- (1) 市は，地域防災計画の作成，原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡，地域ごとの防災訓練，オフサイトセンターの防災拠点としての活用，周辺住民に対する原子力に関する情報伝達，事故時の連絡体制，防護対策（避難計画の策定を含む。），広域連携などを含めた緊急時の対応等については，原子力防災専門官と密接な連携を図り実施するものとする。

第5節 災害応急対策体制の整備

1 警戒態勢を取るために必要な体制等の整備

- (1) 警戒態勢を取るために必要な体制

市は，警戒事態発生 of 通報を受けた場合，速やかに職員の非常参集，情報の収集・連絡が行えるよう，あらかじめ体制を整備するものとする。また，原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

- (2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は，警戒事態又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合，国及び県と協力して，現地での応急対策の拠点となるオフサイトセンターが直ちに機能するよう，原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等，現地に駐在する原子力防災専門官等と協議して職員の派遣体制，必要な資機材等を整備するものとする。

- (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は，オフサイトセンターにおいて，防災関係機関が情報を共有し，調整を行う現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣するため，あらかじめ派遣職員を指定するとともに，派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

市は，警戒事態又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合に，市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とする災害対策本部を迅速かつ的確に設置・運営するため，災害対策本部の設置場所，職務権限，本部の組織・所掌事務，職員の参集配備体制，本部運営に必要な資機材の調達方法等について，あらかじめ定めておくものとする。

また，市は，防護対策の実施が必要となった場合に備え，迅速な防護対策の指示を行うための体制について，あらかじめ定めておくものとする。この際 of 意思決定については，判断の遅滞がないよう，意思決定者への情報連絡及び指示のための情報伝達方法と，意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は，原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は，同法第23条により，当該原子

力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に調整を行うため、国、県、関係周辺市町村とともに原子力災害合同対策協議会に参画するものとする。

このため、市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班に配置する職員について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 オフサイトセンターとの連携

市は、原子力事業所において施設敷地緊急事態が発生した場合に、オフサイトセンターに設置される国の現地事故対策連絡会議及び支援・研修センターと即座に連携し活動できるよう、あらかじめ国、県、所在・関係周辺市町村、原子力事業者、原子力機構等と協議し、体制を整える。

- (1) 市は、国、県と共同して、TV会議システムの整備などオフサイトセンターとの通信手段を整備、充実させる。
- (2) 市は、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報、防災意識の普及等に活用する。
- (3) 市は、原災法第12条の規定に基づくオフサイトセンターの指定又は指定の変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

5 原子力アドバイザーとの連携

市は、平常時より原子力アドバイザーと密接な連携を図り、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達体制等について整備する。

6 防災関係機関との体制整備

- (1) 専門家の派遣要請
市は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合、事態の把握をするため、必要に応じ原子力事業所に対し原子力防災要員の派遣を要請する手続をあらかじめ定める。
- (2) 救助・救済資機材の確保
市は、救助・救済活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救済活動のための資機材を確保する体制を整備する。
- (3) 国、県への協力
市は、国、県が行う原子力災害時における住民の健康管理、汚染検査、原子力災害医療について協力する。

7 広域的応援体制の整備

- (1) 職員の派遣要請
市は、原子力災害応急対策又は原子力災害事後対策のため、他の市町村と応援協定の締結を推進するなど、応援体制の整備、充実に努める。
- (2) 応援要請
市は、消防の応援について県及び近隣市町村による消防相互応援協定等に基づく相互応援体制の強化、緊急消防援助隊による緊急活動等の支援対策の充実など、応援体制の整備、充実に努める。
- (3) 自衛隊派遣要請体制

市は、知事に対し自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の周知徹底、受入態勢の整備等必要な準備を整える。

8 地震等による複合災害に対する備え

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において、確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ・ 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等の非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系無線機、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 通信手段の整備

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力災害時の情報伝達手段として防災行政無線、専用電話及びオフサイトセンターからの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行

われるよう、あらかじめ原子力災害時通信連絡網に伴う諸設備の整備に努める。

- (1) 統合原子力防災ネットワークシステムの整備
- (2) 防災行政無線（戸別受信機等）の整備・充実
- (3) 東日本電信電話株式会社茨城支店より提供されている災害時優先電話等の効果的な活用
- (4) 通信手段の多様化
 - ① 災害に強い伝送路の構築
市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。
 - ② 機動性のある緊急通信手段の確保
市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。
 - ③ 通信輻輳の防止
市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。
このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。
 - ④ 非常用電源等の確保
市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

3 情報の分析整理

- (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制
市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ原子力アドバイザーなどの専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。
- (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進
市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。
- (3) 防災対策上必要とされる資料
市は、国、県及び原子力事業者その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、これらを確実に管理するものとする。

<整備を行うべき資料の例>

- ① 原子力施設（事業所）に関する資料
 - ア 原子力事業者防災業務計画
 - イ 原子力事業所の施設の配置図
- ② 社会環境に関する資料
 - ア 種々の縮尺の周辺地図
 - イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
 - エ 避難所及び屋内退避に適する建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容

能力、移動手段等の情報を含む。)

オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。)

カ 拠点となる被ばく医療機関に関する資料（初期医療機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターそれぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等)

キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 周辺地域の気象資料（過去の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等)

イ モニタリングポスト配置図等

ウ 線量推定計算に関する資料

エ 平常時環境放射線モニタリング資料

オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

カ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。)

イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など)

ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの)

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整のもの)

第7節 住民への的確な情報伝達体制の整備

市は、住民への的確な情報伝達のため国、県と協力し、次のことについて情報伝達体制の整備に努める。

1 提供すべき情報の整理

市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態、又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 広報手段の多様化

市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む。）、広報車両等の装備、携帯端末の緊急速報メール機能を整備する等、住民広報手段の多様化を図るものとする。

3 保守点検・管理

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。

4 相談窓口の設置

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成するものとし、原子力災害対策重点区域を設定した原子力施設のうち、実用発電用原子炉施設については広域避難計画を、実用発電用原子炉施設以外の原子力施設については屋内退避及び避難誘導計画を策定するものとする。

P A Zについては、原子力災害対策指針に基づき、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者（P A Z内の住民等であって、要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者並びに安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。以下同じ。）の避難、全面緊急事態に至った時点でP A Z内の住民等の避難が可能な体制を構築する。

U P Zについては、原子力災害対策指針に基づき、全面緊急事態に至った時点でU P Z内の住民等の屋内退避、放射性物質の放出後にO I L 1又はO I L 2を超える区域を特定した時点で当該区域の住民等の避難又は一時移転が可能な体制を構築する。

その際、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、市の境界を越えた広域の避難計画が必要な場合においては、国及び県が中心となって行う都道府県又は市町村との調整のもと、避難先を設定する。なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は、同一地域に確保するよう努めるものとする。

2 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

市は、学校やコミュニティセンター等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される指定避難所等としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、福祉避難所を指定するものとする。

市は避難所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

また、避難所を確保する際の面積の目安については、感染症対策やプライバシーの確保等に配慮し、県が定めた市町村避難所運営マニュアル基本モデル、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針等を踏まえ、1人当たり3㎡以上とする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県等と連携し、広域避難を想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等

を確保するものとする。

(3) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

3 学校等施設における避難計画の整備

学校等の施設管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

4 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備

駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

5 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難する必要があることに留意する。

6 避難所等・避難方法等の周知

市は、避難や避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等止むを得ないときは、屋内での避難等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整理

市は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

第9節 要配慮者への対応

1 要配慮者に対する防災体制の整備

(1) 市は、県と連携し、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目

に取り組むものとする。

- ① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握し避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、関係者との共有に努めるものとする。
 - ② 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係機関に対し情報伝達体制の整備を支援するものとする。
 - ③ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。
 - ④ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備に努めるものとする。
- (2) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を策定するものとする。
 - (3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入居者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方法等についての避難計画を作成するものとする。特に、入居者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

2 要配慮者に配慮した情報伝達体制の確立

市及び県は、要配慮者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報システムの給付促進、市防災行政無線の戸別受信機の整備、充実に努める。

特に、聴覚障害者に対しては、文字表示式の戸別受信機等を整備するなど、迅速確実に情報を伝達できる体制、相手方の受信状況や安否の確認ができる体制の整備、充実に努める。

3 防災知識の普及

市及び県は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、視聴覚障害者、外国人等の要配慮者にも十分配慮したきめ細かな防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第10節 防災資機材の整備

1 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災関係者の安全確保のため、平常時より県及び原子力事業者と相互に情報交換を行い、原子力災害時に資機材の貸与、供給が円滑に行われるよう、保管量、配置場所、使用状況等を把握し、適時点検、整備を行い、必要に応じ補給する。また、管理及び保守の状況を記録し保管する。

2 救助・救急活動用資機材の整備

市及び広域事務組合消防本部は、国から整備すべき資機材に関する情報提供を受け、県と協力し必要な救助・救急活動用資機材の整備に努めるとともに、平常時から救助工作車、救急自動車等の維持管理に努めるものとする。

3 消火活動用資機材等の整備

広域事務組合消防本部は、平常時から市、県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

第11節 物資の調達、供給体制の整備

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備を行うものとする。また、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災し、流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから、公的備蓄の充実に努めるものとする。

第12節 原子力災害医療体制等の確立

市は、県が行う、原子力災害時における医療（以下「原子力災害医療」という。）体制の確立のため、緊急時における住民等の健康管理及び除染等の活動に協力する。

第13節 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

1 安定ヨウ素剤の服用

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積し、数年から十数年後に甲状腺がん等を発症させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減させることが可能とされている。このため、市は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合に、安定ヨウ素剤を即座に服用できるよう準備しておくものとする。

2 事前配布体制の整備

市は、平常時において、市民に安定ヨウ素剤を事前に配布することにより、事故発生時の服用指示が出された場合における迅速な服用の実現及び緊急時の配布による混乱の防止を図る。

- (1) 市は、ひたちなか市医師会及びひたちなか薬剤師会との間で配布体制を構築し、市内の薬局等で安定ヨウ素剤の事前配布を行うとともに、予備の事前配布用の安定ヨウ素剤を市生涯保健センターにおいて管理するものとする。
- (2) 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、医師会、薬剤師会と連携し、全市民を対象として配布するものとする。また、下記事項について、薬剤師による説明を行うとともに、安定ヨウ素剤事前配布のためのチェックシートにより、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努め、必要に応じて医師の問診を行うものとする。
 - ① 配布目的、予防効果
 - ② 服用指示の手順及びその連絡方法
 - ③ 保管方法、服用時期
 - ④ 健康被害、副作用、過剰服用による影響等
- (3) 市は、配布会等において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。
- (4) 市は、住民に事前配布した安定ヨウ素剤の更新時期に合わせ回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

3 緊急時における配布体制の整備

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、緊急時配布用の安定ヨウ素剤を市生涯保健センター、総合福祉センター及び那珂湊保健相談センターにおいて備蓄管理し、配布のための手続、配布及び服用に関する薬剤師の手

配等について、あらかじめ定めるものとする。

- (2) 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

4 共通事項

市は、県と連携し安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

第14節 モニタリング体制の整備

緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。）、原子力事業者、関係指定公共機関等の要員で構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力の在り方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

第15節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続、空港から現地までの先導体制等）について県の整備に協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 市は、県及び県警察と協力し、緊急時における交通規制等において、運転者等に周知を図るものとし、PAZなどの緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備に努め、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第16節 教育及び防災訓練等の実施

1 防災業務関係者等の研修

市は、原子力災害対策に従事する防災業務関係者に対し、業務内容に応じた知識を習得させ、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、次に掲げる事項等についての研修を体系的に実施するものとする。

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質、放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- (6) 原子力災害時の広報に関する知識
- (7) 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識

- (8) 原子力に係る防災体制，組織及びその役割に関する知識
- (9) オフサイトセンターの設備に関する知識
- (10) 放射線の防護に関する知識
- (11) 放射線被ばく医療（応急手当を含む。）に関する知識
- (12) 原子力災害時に市等が講じる防災対策の内容，その意味
- (13) 原子力災害時に住民がとるべき行動，留意すべき事項（避難方法，交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）
- (14) 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- (15) 安定ヨウ素剤の効果，副作用

2 防災訓練の実施

- (1) 市は，住民に原子力災害時にとるべき行動や留意点等について，実際に体験し身体で理解してもらうなど原子力防災に関する知識の普及と意識の向上を図るため，国，県，原子力事業者等関係機関と内容，時期等を協議の上，共同で住民参加型の総合防災訓練を実施するものとする。
 - ① 災害対策本部等の設置運営訓練
 - ② オフサイトセンターへの参集，立ち上げ，運営訓練
 - ③ 緊急時通信連絡訓練
 - ④ 緊急時モニタリング訓練
 - ⑤ 原子力災害医療訓練
 - ⑥ 住民に対する情報伝達訓練
 - ⑦ 住民避難・交通規制訓練
 - ⑧ 人命救助活動訓練
- (2) 市は，原子力防災会議や原子力規制委員会が原電法第13条に基づき行う総合防災訓練に本市が含まれる場合には，住民避難及び住民に対する情報提供等，市が行うべき防災対策や，複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど，訓練の実施計画の企画立案に協働して参加するものとする。
- (3) 防災訓練の事後評価
訓練終了後，訓練の評価を実施し，必要に応じて市地域防災計画の修正，体制の改善を図る。

3 自主防災組織等の育成

- (1) 市及び県は，自主防災組織のリーダーやボランティアなどが，避難の際の誘導員や要配慮者に対する支援者となれるよう，講習会や原子力防災訓練等を通じ育成するよう努めるものとする。
- (2) 市及び県は，学校，病院，社会福祉施設，企業，観光客等多くの人々が集まる施設の管理者等に対し，パンフレット等を配布し，留意すべき事項等も含め，原子力防災対策の基礎知識等を周知徹底する。

第17節 住民に対する防災知識の普及

1 住民等への原子力防災に関する知識の普及と啓発

市は，国，県及び原子力事業者と協力して，次に掲げる事項について，広報誌，パンフレット等の配布，副読本，ホームページ等各種の方法を活用し積極的に防災知識の普及に努める。

その際，市及び県は，学校等とも連携し，総合的な学習の時間の活用など学校における知識の

普及に努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者へ十分に配慮して広報を行うものとする。

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質、放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 環境放射線モニタリング
- (6) 原子力災害時の住民への広報手段
- (7) 原子力災害時に市等が講じる防災対策の内容、その意味
- (8) 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項
(避難等の方法や経路、避難先の連絡、避難開始時期、自主避難、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- (9) 安定ヨウ素剤の効果、副作用
- (10) 地区ごとの住民のための一時集合場所・避難所

第18節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第1節 事故発生時における連絡及び初期活動

1 事故発生時の通報連絡

(1) 施設敷地緊急事態に至らない事故発生時の通報連絡

① 事業者の行う通報連絡

事故が発生した原子力事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに次の事項について、原子力関係法令及び原子力安全協定等に基づく通報に準じ、知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。

(ア) 原子力事業所の名称及び場所

(イ) 事故の発生箇所

(ウ) 事故の発生時刻

(エ) 事故の種類

(オ) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

(カ) その他事故の把握に参考となる情報

② 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡

知事は、事業者から通報がない場合において、平常時から実施している放射線監視において異常が検知された時は、直ちに原子力防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、UPZ外の避難先市町村に対し、必要に応じて連絡する。

(2) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態の事故発生時の通報連絡

① 事業所の行う通報連絡

事故が発生した原子力事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに次の事項について、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官、支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付する。

(ア) 原子力事業所の名称及び場所

(イ) 事故の発生箇所

(ウ) 事故の発生時刻

(エ) 事故の種類

(オ) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

(カ) その他事故の把握に参考となる情報

② 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡

知事は、事業者から通報がない場合において、県が設置する空間線量率を測定する固定観測局において $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上（1地点）の空間線量率の数値を発見した時は、直ちに原子力防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、UPZ外の避難先市町村に対し、必要に応じて連絡する。

2 通報連絡の受信

通報の受報者は、通報者から、事故の発生時刻及び場所、事故状況（原因、態様、放射性物質の量、組成等）、現在講じている措置、気象の状況（風向、風速、大気安定度）、敷地境界における線量率、予想される線量率を確認し、直ちに本部長に報告する。

3 市の活動方針の基本方針

市は、事故発生の通知又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、直ちに組織、動員体制及び活動体制を整え、必要に応じて原子力アドバイザー等の活用により体制の強化を図る。また、現地の事故の状況、各種防災対策を講ずる上で必要な情報の収集に努めるものとする。

（1） 住民への周知

通報を受けた市長は、事故の状況等について住民に防災行政無線等により周知する。

第2節 組織体制

事故発生時における市の体制は、放射性物質等の放出状況等により次のとおりとする。

1 情報収集体制

生活安全課職員は、生活安全課長の指示により、発生した事態やその影響に関する情報収集・確認を行い、事象の進展がある場合には、必要に応じて災害対策本部又は原子力問題連絡会議の設置、職員の動員等について連絡・調整を図る。

（1） 設置基準

- ① 環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブルが発生したとき。
- ② 原子力施設等所在市町村で震度4の地震が発生したとき。

（2） 構成

生活安全課職員のうち、生活安全課長の指示を受けた班が対応に当たる。

2 原子力問題連絡会議

市長は、市の周辺地域にある原子力施設を有する事業所において、異常事態が発生し、原子力安全協定等に基づく通報等を受けた場合は、ひたちなか市原子力問題連絡会議設置要綱に基づき、応急対策の実施に備え、原子力問題連絡会議を設置する。原子力問題連絡会議は、災害への対処方策及び災害対策本部の設置等について協議し、その事務は生活安全課が行う。

（1） 設置基準

- ① 環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブルなど、事故状況等、事故の内容、規模等から判断して、初期活動が必要であると認めたとき。
- ② 原子力安全協定第17条に該当する事故・トラブル及び状況から放射性物質の環境への有意な放出は考えにくい、発災場所等から環境へ放出された放射エネルギーの状況把握がすぐにはできないとき。
- ③ 災害対策本部が設置されるまでの間、急ぎ協議する必要があるとき。

（2） 構成

原子力問題連絡会議は、市長、副市長、市民生活部長、広域消防次長及び協議事項により市長が必要と認めた者により構成される。原子力問題連絡会議は、市長が主宰するが、市長に事故あるときは、構成員の順により主宰者を決定する。

（3） 活動内容

- ① 事故情報を収集し、発生事態の確認を行う。

- ② 事故情報に基づき事態を分析し、災害対策本部の設置を検討する。
- ③ 災害応急対策の検討を行う。
- ④ 災害応急対策要員の待機・動員を指示する。
- (4) 勤務時間内の待機指示
庁内放送、電話、伝令等により行う。待機場所は所属課所とする。
- (5) 勤務時間外の待機指示
電話、伝令等により行う。ただし、緊急やむを得ない場合に限り防災行政無線の使用も検討するが、その場合、住民の混乱防止には十分配慮する。

3 災害対策本部

次に定めるものを除き、ひたちなか市地域防災計画（風水害等対策計画編）第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、市長は本部長として、災害対策本部を設置し、設置について県及び関係機関に連絡し、災害応急対策として警戒活動又は緊急活動を実施する。

- (1) 設置基準
 - ① 警戒活動体制
 - (ア) 環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブルが発生したとき。
 - (イ) 警戒事態が発生したとき。
 - ② 緊急活動体制
 - (ア) 環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上（1地点）の事故・トラブルが発生したとき。
 - (イ) 施設敷地緊急事態が発生したとき。
 - (ウ) 環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上（2地点以上又は10分以上/地点）の事故・トラブルが発生したとき。
 - (エ) 全面緊急事態が発生したとき。
 - (オ) その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- (2) 災害対策本部会議の開催
本部長は、災害対策本部会議を開催し、状況を確認し、警戒活動又は緊急活動の始動を決定して職員に周知する。災害対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部付職員で構成する。
- (3) 事故状況の監視
災害対策本部は、オフサイトセンターの状況、県の対応状況、原子力事業者からの情報を検討し、警戒活動から緊急活動への移行、又は警戒活動の終了を決定する。
- (4) 災害対策本部の解散
 - ① 警戒活動の解除
 - (ア) 本部長は、国及び県と協議し事故の終息を確認した後、警戒活動を解除し、災害対策本部を解散する。
 - (イ) 本部長は、緊急活動に入った場合、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会の協議結果や国の原子力緊急事態解除宣言を踏まえ、住民避難解除措置の完了、放射性物質汚染除去の完了、交通規制解除等を確認の上、災害対策本部を解散する。また、解散について県及び関係機関に連絡する。
 - ② 事後対策本部

本部長は、災害対策本部の解散に際し、災害の状況を踏まえ、原子力災害事後対策を実施する体制を設置する。

第3節 動員体制

1 職員の参集及び動員

市域内において災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。あらかじめ定められた職員は本部長の指示に従い速やかに参集し、所定の業務に当たる。

(1) 職員動員体制の決定基準

職員動員の決定基準は、次のとおり定める。

(動員決定基準)

指名動員	① 本部長（又は市長）が必要と認めたとき。
第1次動員	① 環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブルが発生したとき。 ② 原子力安全協定第17条に該当する事故・トラブル及び状況から放射性物質の環境への有意な放出が考えられるが、発災場所等から環境へ放出された放射エネルギーの状況把握がすぐにできないとき。 ③ 警戒事態が発生したとき。 ④ その他、市長が必要と認めたとき。
第2次動員	① 環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上（1地点）の事故・トラブルが発生したとき。 ② 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生したとき。 ③ その他、本部長が必要と認めたとき。

(2) 配備人員

- ① 指名動員
市長があらかじめ指名した職員
- ② 第1次動員
所属長及び所属長が指名する職員
- ③ 第2次動員
全職員

(3) 配備体制の決定

- ① 動員体制
生活安全課長の報告をもとに、市民生活部長（以下「本部事務局長」という。）が状況を判断し、本部長の承認を得て決定する。
- ② 決定者
本部長が不在又は連絡不能の場合、副市長、水道事業管理者、教育長の順でその権限を代行する。

(4) 職員の動員

- ① 勤務時間中の動員の伝達
(ア) 災害対策本部において動員を決定したときは、本部員は速やかに動員命令を

伝達する。

- (イ) 本部長は、各課長等（以下「各班長」という。）に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害対策本部が設置されたとき、本部事務室に本部連絡員を派遣する。
- (ウ) 各班長は、本部員の命に従い動員体制を整える。
- (エ) 動員された職員は、各班長の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。
- (オ) 動員の周知については、庁内放送、庁内電話、庁内LAN、防災行政無線又は使送等の方法により行う。

② 勤務時間外の動員の伝達

- (ア) 人事班は本部員・各班長に、また、各班長は所属職員に一般加入電話、職員メール等を用いて、動員の伝達を行う。
- (イ) 一般加入電話、職員メール等が使用不能の場合は、防災行政無線を使用して動員の伝達を行う。
- (ウ) 動員指示を受けた職員は、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。

③ 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員を通して本部事務局長に報告する。本部事務局長は提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

(5) 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集に当たって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できないときは、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

(6) 動員除外

次に掲げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

- ① 病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者
- ② 災害による被害を受けた者
- ③ その他特段の事情のある者

(7) 参集時の留意事項

- ① 参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、必要と思われる物を携行する。
- ② 参集する職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、各班長に報告する。

第4節 オフサイトセンターとの連携

1 オフサイトセンターの設営準備

本部長は、警戒事態には速やかに職員を派遣できる体制をとり、施設敷地緊急事態等の通報を受けた場合、直ちに職員を派遣し、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会の設営準備に協力するよう努める。

2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国がオフサイトセンターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、あらかじめ定めた職員を派遣する。あわせて、連絡員を派遣し、市の行う応急対策等の準備状況等について随時連絡をするなど、国、関係周辺市町村等との連絡の調整及び情報の共有を行う。

3 原子力災害合同対策協議会への参画

(1) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

本部長は、副本部長（副市長）及び副本部長を補佐する職員数名をオフサイトセンターに派遣し、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、実動対処班）に協力し、災害応急対策等の業務にあたらせる。あわせて、連絡員を派遣し、災害対策本部の情報を原子力災害合同対策協議会及び機能班に伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会及び機能班から入手した情報を災害対策本部に伝達する業務にあたらせる。

(2) 応急対策の実施

本部長は、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会での協議結果に基づき、緊急事態応急対策実施区域における応急対策を実施する。

4 オフサイトセンターから市対策本部への連絡体制

(1) 専任連絡者の配置

災害対策本部は、オフサイトセンターとの連絡を密にするため、県防災情報専用の I P 電話、 I P F A X 等を明示し、専任連絡者を配置する。

(2) 専任連絡者の役割

専任連絡者は、オフサイトセンターとの交信内容を記録する。

第5節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣

本部長は、施設敷地緊急事態発生事業所に対し、原子力防災要員の派遣を要請し、事故状況、応急措置等に関する説明及び緊急事態応急対策等の立案への参加や広報（住民問合せ窓口を含む。）への協力などの業務の実施を求める。

第6節 関係機関等への協力要請

市は、国、県、所在・関係周辺市町村及び関係機関等と相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

防災関係機関等への協力要請事項は、以下のとおりである。

1 防災関係機関等への協力要請

(1) 事故発生時（応急対策が必要と判断した場合）

① 防災関係機関等に対する活動準備要請

(2) 広報実施時

① 報道機関に対する報道要請

② 観光客等の一時滞在者の多く集まる施設、公共交通機関に対し、施設利用者等への情報提供要請

(3) 避難・屋内退避等実施時

① 関係機関等に対し、広報、要員・資機材の配備、避難誘導、避難者の緊急搬送等への協力要請

2 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続に従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

3 自衛隊への災害派遣要請

本部長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する

ものとする。

また、本部長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

4 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。

5 応援要請

市長は、必要に応じ、あらかじめ締結した「原子力災害時の相互応援に関する協定」等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市長は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

第7節 緊急時モニタリング

市は、「茨城県環境放射線常時監視テレメータシステム」により、測定局における空間線量率、風向及び風速値等を監視する。

市は、県からの依頼に応じて緊急時モニタリングの体制に参画するものとする。

第8節 住民、報道機関への広報活動

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民の安全・安心を図るとともに、被災者の適切な判断と行動を支援するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報に努めるものとする。また、市は、住民等から数多く寄せられる問い合わせ、要望、意見などについて、適切な対応を行える体制を整備するものとする。

1 住民等への情報伝達活動

市は、次の事項に留意した情報提供を行うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低減させるため、住民等に対し的確かつ迅速な情報提供や広報を行うものとする。
- (2) 住民等への情報提供に当たっては、国及び県と連携して情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備の上、様々な情報伝達手段を活用して繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難先避難所など地域住民に役立つ情報を正確かつきめ細やかに提供する。なお、その際、住民等の安全・安心を図るとともに、要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

2 住民等からの問合せに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応

する窓口の設置，人員の配置を行う体制を整備する。また，住民等のニーズを見極めた上で，情報の収集，整理，発信を行う。

- (2) 市は，被災者の安否について住民から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，市は，安否確認情報の適切な提供のために必要と認めるときは，県，消防，県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めるものとする。なお，被災者の中に，配偶者から暴力等を受け加害者から追跡され危害を受けるおそれがある者も含まれる場合には，その加害者等に居所が知られることがないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 市が行う広報

市は，住民に対し多様な広報手段を用いて的確に広報する。

- (1) 広報内容
- ① 事故の状況及び環境への影響とその予測
 - ② 国，県，市町村及び防災関係機関の対策状況
 - ③ 住民のとるべき行動の指針及び注意事項
 - ④ 避難のための一時集合場所及び避難所
 - ⑤ その他必要と認める事項
- (2) 市は，速やかに防災行政無線（戸別受信機を含む。），ホームページ，広報車，緊急エリアメール，テレビ，ラジオ，立看板等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。

4 事故の各段階に応じた広報

- (1) 事故発生時における広報については，次に掲げる各段階等に応じ，迅速かつ的確な広報を行うとともに，定期的な広報に努める。
- ① 事故発生時
 - ② 特定事象発生時（本部設置時）
 - ③ 緊急事態応急対策実施区域設定時
 - ④ 事故等の状況変化があった場合
 - ⑤ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
 - ⑥ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合
- (2) 広報媒体としては，それぞれの持つ特徴を踏まえ，以下のとおりとする。
- ① 事故の状況，市の対応状況等，多くの情報を提供する場合や，住民に一般的な注意を促す場合に，テレビ，ラジオ等を活用する。
 - ② 住民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める指示等を行う場合には，確実に伝達するため，あらゆる広報媒体を活用する。特に，防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域，人の多く集まる場所等においては，広報車等を活用し，重点的に巡回させる。
- (3) 各段階の広報において，特に留意すべき点は以下のとおりである。
- ① 事故発生後，初期の段階
 - ・ 「落ち着いて，指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
 - ② 住民に具体的な行動を求める段階
 - ・ 対象となる地域名，とるべき行動を具体的に示し，あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に，重点的な広報を行う。

- ・ 対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。
- ③ 避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合
 - ・ それぞれの措置の相違を具体的に説明する。
 - ・ それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
- ④ 避難所等における広報
 - ・ 一時集合場所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

5 広報機関への広報

市は、広報担当者を通し報道機関に対する発表を行う。広報を行う際は、事前に場所、時間を周知する。

第9節 避難・屋内退避等の防護措置

1 避難・屋内退避等の指標

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は、下記の基準により「避難」、「屋内退避」又は「一時移転」の措置を講じるものとする。

O I L と防護措置

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}	防護措置の概要
O I L 1 (※O I L : 防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ S v / h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{注3)} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ S v / h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

注1) 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、O I Lの初期設定値は改定される。

注2) 本値は、地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

注3) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品

であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2 避難・屋内退避等の防護活動の実施

(1) 避難・屋内退避等の指示

【実用発電用原子炉施設の場合】

- ① 本部長は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備を行うものとする。
- ② 本部長は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととする。
- ③ 本部長は、PAZ内の予防的防護措置（避難）の実施に合わせ、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、市内全域にその旨を広報する。
- ④ 本部長は、事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、県が国と連携し実施する緊急時モニタリングに協力し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示に係る知事からの連絡又は独自の判断により、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避、避難又は一時移転のための立退きの指示の広報を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し、国に要請するものとする。
- ⑤ 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された本部長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- ⑥ 本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- ⑦ 本部長は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。
- ⑧ 本部長は、市域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入れ施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう、県を通じて依頼するものとする。
また、県域を超える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難受入れに関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

【実用発電用原子炉施設以外の原子力施設の場合】

- ① 本部長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、住民等に対し屋内退避又は避難のための立退きの指示の広報等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。
- ② 本部長は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

- ③ 本部長は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。
- ④ 本部長は、市域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入れ施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう、県を通じて依頼するものとする。

(2) 避難・屋内退避等の実施方法

避難・屋内退避等の実施方法は次のとおりとする。

感染症流行下での原子力災害時においては、自宅や一時集合所等で屋内退避を行う場合、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が発せられている間は原則換気を行わないものとする。

また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。

ただし、一時集合場所において一時的に滞在する場合、安定ヨウ素剤の緊急配布場所において屋内で配布する場合、UPZ内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合及び自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うこととする。

① PAZ内

避難の指示があったときに所在している場所からの避難を原則とする。ただし、避難準備のために自宅に戻ることは妨げないものとする。

(ア) 自宅

自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合場所へ移動したのち、バス等により避難。

(イ) 学校等

生徒等が学校等にいる場合はバス等により避難。

なお、学校等の施設管理者は、生徒等の保護者への引き渡し方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(ウ) 職場等

自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合場所へ移動したのち、バス等により避難。

② UPZ内

(ア) 屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。

また、自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避するものとする。

(イ) 避難、一時移転等の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始するものとする。

(ウ) 自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合場所へ移動したのち、バス等により避難するものとする。

(エ) 避難した住民に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを確認するため、避難退城時検査を実施するものとする。

③ 留意事項

- (ア) 本部長は、避難の措置を講じるに当たっては、乳幼児、児童、妊婦及びその付添人を優先する。
- (イ) 本部長は、要配慮者に十分配慮し、自家用車による避難が困難な場合は、手配した車両により搬送するものとする。
- (ウ) 本部長は、避難者等の搬送の車両が不足する場合は、県本部長に対し応援を要請するものとする。
- (エ) 本部長は、避難の対象地域並びに避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、住民に対する避難所等への移動の指示、誘導、避難所等への搬送の乗車割当等の業務を円滑、迅速に行う。
- (オ) 本部長は、学校、病院等の規模の大きな施設の生徒、住民の避難を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮するものとする。
- (カ) 本部長は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における住民の受入れ・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに、避難者に係る情報の早期把握に努め、県本部長あて報告するものとする。
- (キ) 本部長は、県本部長と連携し、住民の安否情報の提供等に資するため、地区ごとの住民の最終的な受入れ施設の所在等について、幅広く広報を行う。

④ 協力要請

本部長が必要と認める場合は、県本部長を通じて、関係原子力事業所、自衛隊、海上保安庁、関東運輸局（茨城運輸支局長）及び輸送機関に対し、避難者等の緊急輸送について協力を要請する。

(3) 避難等の知事への報告

本部長は、避難のための立退きの指示の措置を講じたときは、県本部長に報告する。

3 避難所の開設・運営等

- (1) 市は、県の支援を受け、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所の開設、住民等に対する周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (2) 市は、県及び避難先の市町村の支援を受け、各避難所等の適切な運営・管理を行う。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査の実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。
- (3) 市は、県及び避難先の市町村と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保等に努める。
- (4) 市は、県及び国と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉避難所や福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 市は、県と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニー

ズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (6) 市は、県の支援を受け、感染症防止対策として、自然災害の場合と同様に、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等を実施する。

4 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

市は、原子力災害対策指針に基づき、県が原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後に行う、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び除染に協力する。

5 緊急時の住民等の被ばく線量の把握

市は、原子力災害対策指針に基づき、県が国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得ながら、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するために行う甲状腺被ばく線量モニタリング及び緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査に協力する。

6 安定ヨウ素剤の配布及び服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県及び医師、薬剤師と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 事前に配布された安定ヨウ素剤の服用指示

- ① 市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示又は自らの判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

- ① 市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示又は自らの判断により、住民等に対して、原則として医師、薬剤師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市又は県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

9 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 本部長は、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合には県本部長及び近隣の市町村長に協力を要請する。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

1 0 交通規制・警備等

- (1) 本部長は、県本部長の指示により、応急対策に従事する者を除き、緊急事態応急対策実施区域への立入りを禁止するものとする。
- (2) 本部長は、必要と認めるときは、独自の判断又は県本部長の指導・助言を得て、原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災対法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定するものとする。
- (3) 本部長は、交通規制を行う警察本部長、道路管理者等と連携を図り、緊急通行車両及び避難車両の円滑な移動を確保するものとする。

1 1 治安の確保

市は、県及び警察と協力し、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った地域については、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施するよう、県及び警察に依頼し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第10節 要配慮者対応

1 広報

市及び県は、視聴覚障害者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。

また、外国人からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

2 避難・屋内退避等

- (1) 本部長は、警戒事態発生時には、国の指示を受けた県からの指示連絡又は独自の判断により、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態発生時には、避難のための立退きの指示の連絡、確認等を行うものとする。
- (2) 市は、避難誘導、避難所での生活に関し県と連携し、国の協力を得て、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努め、保健福祉等の各種サービスを提供するとともに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、市に対し速やかにその旨連絡するものとする。
- (4) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

第11節 緊急輸送

1 緊急輸送の順位

本部長は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するように努める。

- (1) 第1順位
人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）など
- (2) 第2順位
避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む。）及び資機材の輸送
- (3) 第3順位
緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- (4) 第4順位
住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- (5) 第5順位
その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材
- (2) 避難者等の搬送
- (3) 国の現地対策本部長、県、所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される機能班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む。）、緊急時モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- (4) 避難所を維持、管理するために必要な人員、資機材
- (5) 一般医療機関、初期医療機関・原子力災害拠点病院・高度被ばく医療支援センターへ搬送する一般傷病者、被ばく者等
- (6) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (7) その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 本部長は、県本部長及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施することとする。
- (2) 本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、県本部長を通じて、自衛隊（陸上自衛隊施設学校）、関東運輸局（茨城運輸支局）、第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）及び運輸機関等に支援要請を行うものとする。
- (3) 本部長及び県本部長は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会等を通じて、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。
- (4) 市は、避難車両における感染症対策として、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等を実施する。
また、放射性物質による被ばくを避ける観点から、窓の開放等による換気は行わないことを基本とするが、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通確保

市は、交通規制を行う県警察、道路管理者等と連携を図り、緊急輸送のための交通の確保を行うものとする。

第12節 原子力災害医療への協力

- (1) 市は、県が初期医療活動を行うため避難施設等に救護所を設置する必要があると認めた場合は、その設置場所、設置数及び設置時期等について、県と協議する。
- (2) 市は、県が設置する救護所の設置・運営並びに救護所におけるスクリーニング（汚染の程度、被ばく線量を迅速に推定し、一定の判断基準のもとに除染等の処置を要する者のふるい分けを行うことをいう。）及び救護活動に協力する。
- (3) 市は、県の緊急医療センター長から安定ヨウ素剤の服用又は服用の中止及び回収を指示された場合は、該当する住民に対して安定ヨウ素剤の配布、服用又は服用の中止及び回収の指示を行う。

第13節 飲食物等に関する措置

1 暫定飲食物摂取制限

本部長は、国の指示による県からの指示連絡により、OILの値を超える地域を特定し、一時移転の措置を講じた場合は、併せて当該地域の生産物の摂取を制限するよう、関係機関及び住民に周知する。

2 飲食物等の摂取制限

本部長は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 本部長は、当該区域内住民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講ずる。
- (2) 本部長は、当該区域内の住民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講ずる。
- (3) 本部長は、知事から飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置の指示を受けたときは、知事及び防災関係機関の長と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努める。
- (4) 本部長は、上記の(1)から(3)の措置について、関係機関及び住民に周知するものとする。

飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}			防護措置の概要
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{注2)}	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

注2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第14節 防災業務関係者の防護対策

1 防災業務関係者の安全確保

(1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、国があらかじめ定めた緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準を適用する、又は同基準を参考として、当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとされている。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上記の基準を参考として、要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとされている。

本市における当該防災業務関係者の属する組織は、原子力災害対策指針に示される放射線業務従事者の平時における被ばく限度である実効線量で5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv（ただし、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考とし、実効線量で100mSv）を参考として、あらかじめ指標を定めておくこととする。

(2) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

2 防災業務関係者の防護対策

(1) 本部長は、必要に応じて、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。

(2) 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、本部長は、業者より調達を行うほか、県、原子力事業者及び国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に調達の要請を行うものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護は、上記1(1)の基準又は指標に基づき、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、市は、県、支援・研修センターなど防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織が行う放射線防護を支援するものとする。

(2) 本部長は、原子力災害医療現地派遣チームと緊密な連携のもと、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員の被ばく管理・健康管理を行うとともに、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の属する組織が実施する被ばく管理・健康管理について、必要な支援を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとし、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、県を通じて国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に対して原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

(3) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員の安全確保のため、オフサイトセン

ター等において、国，県，所在・関係周辺市町村，原子力事業者及び支援・研修センター等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

4 防災業務関係者の被ばく管理，行動記録

災害対策本部の各班は，災害対策活動中の個人被ばく線量を測定するとともに，個人ごとに行動記録，日報を作成し，災害対策本部へ提出する。

第15節 行政機関の退避

- (1) 市は，庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合，あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに，その旨を住民等へ周知する。
なお，行政機関においては住民等の避難，学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。
- (2) 市は，あらかじめ定めた業務継続計画に基づき，災害応急対策をはじめとして，退避後も継続する必要がある業務については，退避先において継続して実施するものとする。
- (3) 市は，避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれ，かつ庁舎等が当該地域に含まれるときは，県に対して当該指示を受けていない地域内の適切な施設において，業務を継続するために必要な支援を要請するものとする。

第1節 放射性物質の除去等

市は、国、県、支援・研修センター及び防災関係機関と連携し、環境中の放射性物質の除去・除染を行う。

第2節 各種規制措置の解除等

緊急時モニタリングの結果、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取・出荷制限等の解除について、県本部長から指示を受けた本部長は、住民や関係機関に対し広報するものとする。

市は、国及び県と協議の上、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第3節 事故に関する住民への広報活動

市は、緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害など災害の状況をとりまとめ公表するとともに、分かりやすい形でその内容を幅広く広報する。

なお、事故等の影響により、本県において風評被害が発生するおそれがある場合、国、県と連携のもと、積極的に広報を行うものとする。

第4節 被害状況の調査等

1 住民の登録

市は、国及び県と連携して、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所等に受け入れた住民について、あらかじめ定める記録票により登録する。

2 被害調査

市は、国及び県と連携して、次に掲げる事項に起因して住民が受けた被害を調査する。

- (1) 避難・屋内退避等の措置
- (2) 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- (3) 立入禁止措置
- (4) その他必要と認める事項

3 汚染状況図等の作成協力

市は、国及び県が連携して、緊急時モニタリングの結果に基づき作成する被災地域の汚染状況図、医療及び損害賠償請求等に必要な資料及び記録の整備に協力するものとする。

4 被災者の生活の支援

市は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国、県及び関係機関と協力し、必要に応じ、義援金の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるよう次のような窓口を設置する。

(1) 住民相談総合窓口の設置

市は、国、県及び関係機関と連携して、住民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農作物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置する。

(2) 被災中小企業者、農林水産業者への支援

市は、国、県及び関係機関と連携して、被災中小企業者、農林水産業者に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を設置する。

(3) 損害賠償関係

市は、国、県及び関係機関と連携して、被害の補償が迅速、的確に行われるよう補償対策の窓口を設置し、住民からの損害賠償請求が円滑に処理されるように努める。

5 風評被害対策

市は、国及び県の協力を得ながら風評被害の影響を可能な限り取り除き、農林水産業、商工業、観光業への被害を軽減するための対策として、テレビ、ラジオ、インターネット等の各種媒体等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等へのPR活動、街頭での宣伝活動を通じて、イメージ回復のためのキャンペーン等を実施する。

第5節 住民等の健康影響調査等の実施

1 健康影響調査・健康相談

(1) 市は、国及び県とともに、防護対策を講じた地域住民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施する。

(2) 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県診療放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

2 飲料水・食品の安全確認

市は、国及び県と連携し、飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、必要に応じ、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等

市は、復旧段階において、事故発生事業者に対し、原子力防災要員等の派遣を要請し、施設敷地緊急事態等の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明、住民の健康診断、健康相談等の原子力災害事後対策の立案への参加や広報（住民相談窓口を含む。）への協力等の業務の実施を求める。